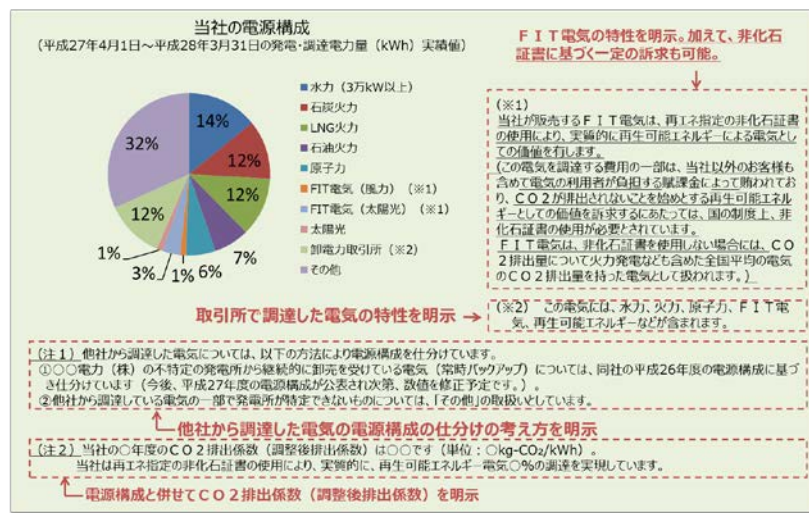


「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表

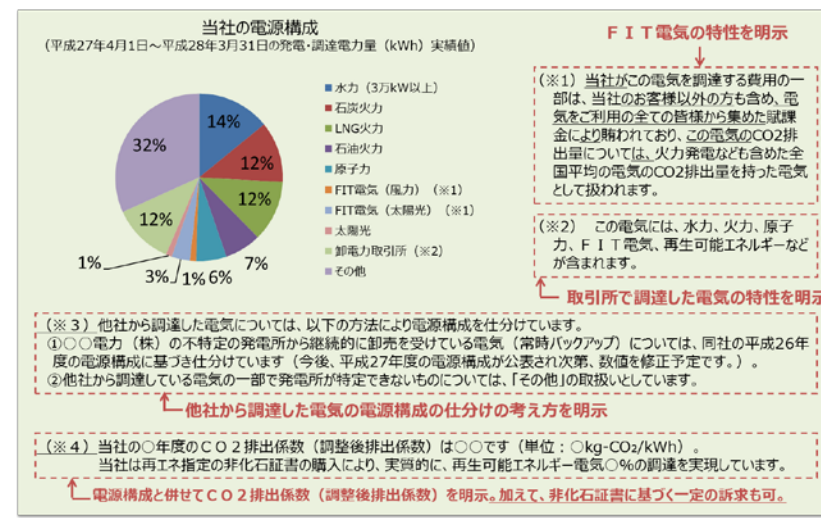
改定後	現行
<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(1) 本指針の必要性及び構成</p> <p>平成25年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」において、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3段階からなる電気事業改革の全体像が示された。その後、第1弾、第2弾、第3弾の実施に必要な措置を定めた改正電気事業法が、それぞれ、第185回臨時国会、第186回通常国会、第189回通常国会において成立した。また、平成26年4月に政府は第4次エネルギー基本計画を策定し、平成27年12月には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され「パリ協定」が採択されている。</p> <p>(略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電源構成等の適切な開示の方法</p> <p>ア 電源構成等の開示に関する考え方</p> <p>小売電気事業者が <u>電源構成等(電源構成のほか、発電所の立地地域等を含む。以下同じ。)</u> の情報を開示した場合には、需要家が小売電気事業者や電気料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、電源構成など他の要素も比較した上で選択することが可能となる。また、電源構成等の開示が行われると、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。さらに、平成30年7月に策定された「エネルギー基本計画」において</p>	<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(1) 本指針の必要性及び構成</p> <p>平成25年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」において、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3段階からなる電気事業改革の全体像が示された。その後、第1弾、第2弾、第3弾の実施に必要な措置を定めた改正電気事業法が、それぞれ、第185回臨時国会、第186回通常国会、第189回通常国会において成立した。また、平成26年4月に政府は「エネルギー基本計画」を策定し、平成27年12月には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され「パリ協定」が採択されている。</p> <p>(略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電源構成等の適切な開示の方法</p> <p>ア 電源構成等の開示に関する考え方</p> <p>小売電気事業者が <u>電源構成等の情報</u> を開示した場合には、需要家が小売電気事業者や電気料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、電源構成など他の要素も比較した上で選択することが可能となる。また、電源構成等の開示が行われると、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。さらに、平成26年4月に策定された「エネルギー基本計画」においては、需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、</p>

改 定 後	現 行
<p>は、需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給側においても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるという考え方が示されている。これらを踏まえると、供給側が電源構成等の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには一定の意義があると考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>i) 電源構成の開示</p> <p>(略)</p> <p>また、その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数⁷）を併せて記載することが望ましい。</p> <p>(注7) 経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの <u>基礎排出係数</u> 及び調整後排出係数の算出及び公表について」(平成30年5月28日)に基づいて算出される調整後排出係数をいう。</p> <p>ii) 算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>後述の1(3)イiii)及び1(3)ウで述べる、電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を<u>以下に示す。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、注釈については、電源構成の表示と近接した箇所に記載し、かつ見やすい文字の大きさにすることが望ましい。</u></p>	<p>エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給側においても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるという考え方が示されている。これらを踏まえると、供給側が電源構成等の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには一定の意義があると考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>i) 電源構成の開示</p> <p>(略)</p> <p>また、その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数⁷）を併せて記載することが望ましい。</p> <p>(注7) 経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの <u>実排出係数</u> 及び調整後排出係数の算出及び公表について」(平成27年4月1日)に基づいて算出される調整後排出係数をいう。</p> <p>ii) 算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>後述の1(3)イiii)及び1(3)ウで述べる、電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を<u>以下に示す。</u></p>

① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合

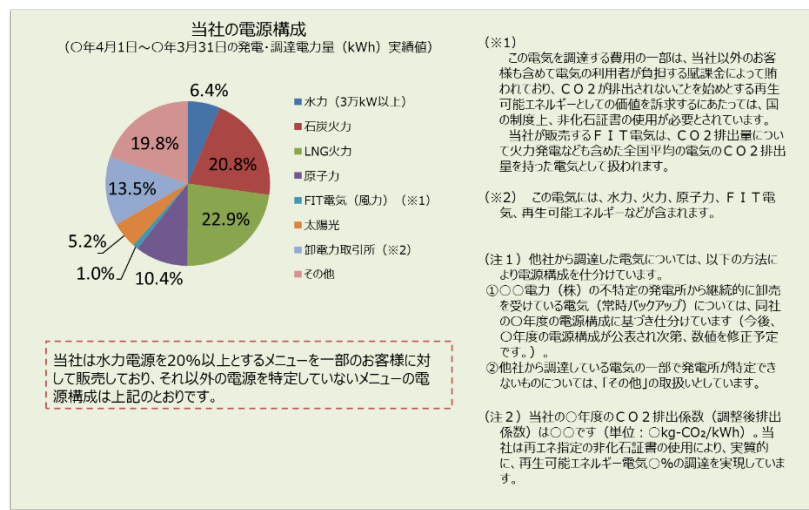


(新設)



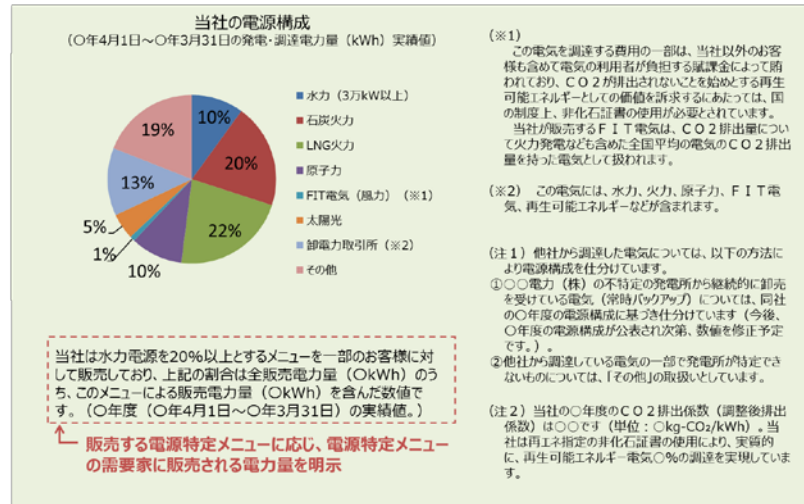
(新設)

② 電源特定メニューを提供する場合(電源構成として、電源特定メニューに係る販売電力量を控除して表示する場合)



③ 電源特定メニューを提供する場合（電源構成として、電源特定メニューに係る販売電力量を控除せずに表示する場合）

（新設）



後述の1(3)ウi)⑨のとおり、電源特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューの販売電力量を控除しない場合に、当該電源特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないことは問題となる。

iii) 望ましい算定や開示の方法

iii) 望ましい開示や算定の方法

① 開示対象の情報の算定の期間

① 開示対象の情報の算定の期間

小売電気事業者が電源構成等を開示する場合(電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。)は、前年度実績値(前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値。以下同じ。)又は当年度計画値として算定することが望ましい。また、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る。

小売電気事業者が電源構成等を開示する場合(電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。)は、前年度実績値(前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値)又は当年度計画値として算定することが望ましい。また、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る。

改 定 後	現 行
<p><u>なお、「小売供給の特性とする場合」とは、ある特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する。典型的には、電源特定メニュー（「水力電源100%」等、特定の電源種で発電された電気を供給することを供給条件とするメニューのほか、特定の電源種のみでない場合であっても、「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」や「水力と太陽光の合計を一定割合以上とする電源構成で供給するメニュー」等、小売電気事業者が供給する電気が特定の電源比率が一定の水準以上の電気であること等を供給条件とするメニューがこれに含まれる。）がこれに該当する。小売電気事業者が電源構成等を小売供給の特性とする場合には、後述の1（3）ウii）①のとおり、過去の電源構成等の実績値などをもって電源の割合を示すことは適当ではなく、当年度計画値に基づき電源の割合を示すことが求められる。</u></p> <p>（略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>間接オークションを踏まえた算定方法</u></p> <p><u>小売電気事業者が、地域間連系線（以下「連系線」という。）を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所で電気を取引する場合、当該電気は原則として「卸電力取引所」に区分されることとなる。しかしながら、後述の1（3）ウi）④（※）のとおり、一定の要件を満たすときは、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することは問題とならない。</u></p> <p><u>ただし、当該要件を満たし、連系線を利用して調達した電気につき契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することができる場合には、その区分し得る電力量については、電源種別により取扱いを変えることなく一律に、特定された電源構成等の割合を用いて算定し表示するか、全量を「卸電力取引所」に区分して表示することが望ましい。</u></p> <p>④ <u>電源特定メニューを提供する場合の電源構成の算定方法（当該電源特定メニュー分の控除）</u></p>	<p><u>なお、小売電気事業者が電源構成等を小売供給の特性とする場合には、後述の1（3）ウii）①のとおり、過去の電源構成等の実績値などをもって電源の割合を示すことは適当ではなく、当年度計画値に基づき電源の割合を示すことが求められる。</u></p> <p>（略）</p> <p>② （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改 定 後	現 行
<p><u>小売電気事業者が電源特定メニューにより電気を供給する場合において、電源構成を開示するときは、電源特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を防ぐ見地から、以下の算定例に従い^①、当該小売電気事業者が調達する全ての電源構成から電源特定メニューによる販売電力量を控除して算出した電源構成等を記載することが望ましい。</u></p> <p><u>控除に当たっては、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合には、電源特定メニューの販売電力量も前年度実績値を用い、各電源から調達した電力量を当年度計画値に基づき算定する場合には、電源特定メニューの販売電力量も当年度計画値を用いることが望ましい。ただし、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合であっても、電源特定メニューの前年度実績値が存在しない場合には、当該電源特定メニューの前年度実績値が存在しない旨を付記した上で、当該電源特定メニューの当年度計画値を用いて控除を行うことも許容される。</u></p> <p><u><算定例></u></p> <p><u>前年度調達実績（全体） 合計 10000 kWh</u></p> <p><u>水力：1000 kWh、石炭火力：2000 kWh、LNG火力：2000 kWh、原子力：1000 kWh、FIT電気（風力）：1000 kWh、太陽光：500 kWh、卸電力取引所：1300 kWh、その他：1900 kWh</u></p> <p><u>水力電源20%以上メニュー：前年度販売実績 2000 kWh</u> <u>(うち水力25%)</u></p> <p><u>① 電源特定メニューでの販売電力量を特定する（2000 kWh）</u></p> <p><u>② ①の販売電力量を、当該電源特定メニューの供給割合に応じて各電源に割り当てる（水力：25%=500 kWh、残りの1500 kWhを石炭火力：LNG火力：原子力：FIT電気（風力）：太陽光：卸電力取引所：その他=20：22：10：1：5：13：19の割合で割り当てる。）</u></p> <p><u>③ 調達した電力量の全体から②で算定した電源特定メニューでの各電源の販売電力量を電源ごとに控除し、各電源について、調達した</u></p>	

改 定 後	現 行
<p style="text-align: center;"> <u>電力量の合計（10000 kWh）から①の販売電力量（2000 kWh）を控除したもの（8000 kWh）で除す（水力の場合、$\frac{（10000 \text{ kWh} - 5000 \text{ kWh}）}{（10000 \text{ kWh} - 2000 \text{ kWh}）} = 6.25\%$）</u> </p> <p> <u>（注8）ただし、小売電気事業者の実情に応じて、他の合理的な算出の方法により、電源特定メニューで販売する各電源の電力量を特定することは妨げられない。この場合においても、後述の1（3）ウ i）⑦のとおり、電力量の「二重計上」を行うことは、問題となる点に留意が必要である。</u> （以下、注釈番号が変更される。） </p> <p>ウ 問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>小売電気事業者によっては、電源構成等を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、電源構成等を小売供給の特性とするメニューを提供する <u>事業者も存在する</u>。こうした差異があることを踏まえ、以下、i）一般的に問題となるもの（電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。）、ii）電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii）FIT電気^②を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの、iv）<u>非化石証書を使用</u>した場合においてのみ問題となるもの、v）<u>「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</u>の別に規定している。</p> <p>（削る）</p>	<p>ウ 問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>小売電気事業者によっては、電源構成等を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、電源構成等を小売供給の特性とするメニューを提供する <u>事業者も現れるものと考えられる</u>。こうした差異があることを踏まえ、以下、i）一般的に問題となるもの（電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。）、ii）電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii）FIT電気^②を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの、iv）<u>非化石証書を購入</u>した場合においてのみ問題となるもの、v）<u>「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</u>の別に規定している。</p> <p><u>なお、電源構成等や地産地消を「小売供給の特性とする場合」とは、当該特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する。電源構成等に関していえば、典型的には、電源別メニュー（再生可能エネルギー等特定の電源種で発電された電気を供給することを供給条件とするメニュー）を設けて小売供給する場合はこれに該当するが、特定の電源種のみでない場合であっても、小売電気事業者が供給する電気が特定の電源比率が一定の水準以上の電気であることを供給条件として小売供給する場合もこれに含まれる。</u></p>

改 定 後	現 行
<p>i) 一般的に問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠（例えば、他者から電気の卸売を受けている場合における前述の1（3）イii）の具体例「注1」のような説明）を示さずに、情報の開示を行うこと。</u></p> <p>電源構成の割合の数値は、他の小売電気事業者の電源構成と比較する際の基本的な情報であるため、<u>電源構成を開示するのであれば、合理的な根拠に基づき算定し、かつ、単にイメージ図を掲載するといった方法ではなく、具体的な数値を示す必要がある。</u></p> <p>また、<u>他者から調達した電気（連系線を利用して電気を調達する場合を含む。以下同じ。）</u>については、過去の実績値等一定の仮定を置いて電源構成を仕分けていることから、仕分け方法を明示するなど、算定の具体的根拠を示す<u>必要がある。</u></p> <p><u>電源構成等を小売供給の特性としない場合であっても、調達の計画値又は実績値などの合理的根拠がないにもかかわらず、特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示をすることは、需要家の誤認を招く可能性があり問題となる。また、「水力電源を含む」と表示するなど、特定の電源の電気が含まれることを開示する場合には、その根拠として、当該電源により発電された電気（日本卸電力取引所から調達した電気として表示しなければならない電気に含まれ得るものを除く。）を調達する計画が必要となる。「再生可能エネルギー〇%以上を目指す」等の目標値の表示も、調達計画と著しく異なるにもかかわらず供給する電気の電源構成が当該目標値のとおりであると需要家を誤認させる場合には、問題となる。</u></p> <p><u>また、小売電気事業者が、供給地域の電線路と電氣的に接続されてい</u></p>	<p>i) 一般的に問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>電源構成等の情報について、割合等の数値及びその算定の具体的根拠（例えば、他者から電気の卸売を受けている場合における前述の1（3）イii）の具体例「※3」のような説明）を示さずに、情報の開示を行うこと。</u></p> <p>電源構成の割合の数値は、他の小売電気事業者の電源構成と比較する際の基本的な情報であるため、<u>電源構成を開示するのであれば、単にイメージ図を掲載するといった方法ではなく、具体的な数値を示す必要がある。</u></p> <p>また、<u>他者から調達した電気</u>については、過去の実績値等一定の仮定を置いて電源構成を仕分けていることから、仕分け方法を明示するなど、算定の具体的根拠を示す<u>必要がある。</u></p>

改 定 後	現 行
<p><u>ない地域で発電された電気を供給する旨の表示を行うことは、根拠を欠くものであり、問題となる。</u></p> <p>④ 以下の（ア）から（ケ）までの電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。</p> <p>（ア）～（キ） （略） （ク） <u>日本卸電力取引所から調達した電気（※）</u> （ケ） （略）</p> <p>なお、上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、上記の区分けを表示した上で、原子力、水力、再生可能エネルギー（<u>非化石証書の裏付けのないFIT電気を除く。</u>）等を二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）であるとしてまとめて表示する場合でも、需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。</p> <p><u>（※） 間接オークションを用いた調達の場</u> <u>小売電気事業者が、連系線を利用して電気を調達するために、日本卸電力取引所を介して電気を取引する場合、当該電気は日本卸電力取引所から調達した電気に該当する。しかし、小売電気事業者が連系線を利用して他の事業者から調達する電気につき、（ア）売入札側の事業者との間で電源構成等を特定した契約を締結し¹⁴、かつ、（イ）日本卸電力取引所において同一の30分の時間帯に当該小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し約定した電気の総量が当該契約に基づいて調達されたとする電力量以上であるとき¹⁵は、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分しても問題とならない。また、ある事業者が売入札した電気を連系線を介して自ら買い戻すために日本卸電力取引所に入札するときは、同一の30</u></p>	<p>④ 以下の（ア）から（ケ）までの電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。</p> <p>（ア）～（キ） （略） （ク） <u>日本卸電力取引所から調達した電気</u> （ケ） （略）</p> <p><u>（※）</u>上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、上記の区分けを表示した上で、原子力、水力、再生可能エネルギー（<u>FIT電気を除く。</u>）等を二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）であるとしてまとめて表示する場合でも、需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。</p> <p>（新設）</p>

改定後	現行
<p><u>分の時間帯における自社電力の買戻しに相当する電力量について、売入札側の電源構成等の割合で区分して電源構成等を算定しても問題とならない。</u></p> <p><u>これらの要件を満たさないにもかかわらず、日本卸電力取引所を介して調達した電気を区分するに当たり、売入札側の電源構成等を用いて算定することは、問題となる¹⁶。</u></p> <p><u>(注14) 資源エネルギー庁「既存契約見直し指針」(2017年8月)参照。</u></p> <p><u>(注15) より明瞭な管理を行うため、連系線を利用した電気の調達について、売入札側及び買入札側の事業者が、任意で、日本卸電力取引所において契約ごとに別IDで取引を行い、同一の30分の時間帯に売入札側及び買入札側の事業者が入札し約定した電力量が確認できるようにすることは妨げられない。なお、二酸化炭素排出係数の算定においては、連系線を利用したエリアを跨ぐ取引を行う場合において、売入札側と買入札側が電源を特定した契約に基づいた取引を行っており、両者が日本卸電力取引所において通常の取引とは別のユーザーIDを取得し当該契約に基づく取引の約定量が確認されるときは、買入札側の事業者は、当該取引により調達した電気の排出係数を当該契約に基づき特定した電源(又は電源構成)の排出係数とすることができるものとされている。経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(平成30年5月28日)参照。</u></p> <p><u>(注16) 現状の電源特定メニューの販売状況を踏まえると、これらの要件を満たす限り、市場分断が発生した場合や連系線が事故等で不通になった場合においても、売入札側の電源構成等が維持されているものとして算定することは妨げられない。</u></p> <p>⑤ 過去の実績情報等を含む <u>電源構成</u> に関する情報が利用可能な電気の卸売(常時バックアップを含む。)を受けている際に、当該卸売を受けている電気に係る電源構成等の情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 過去の実績情報等を含む <u>電源構成等</u> に関する情報が利用可能な電気の卸売(常時バックアップを含む。)を受けている際に、当該卸売を受け</p>

改定後	現行
<p>(略)</p> <p>したがって、卸売を受けている電気のうち、上記によって仕分けることができるものについては、<u>電源構成の開示にあたっては当該仕分けを行うことが必要となる。卸売を受けている電気のうち、上記によっても仕分けることができないものについては、「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分すべきものを除き（後述の1（3）ウ i）⑥を参照）、「その他」に区分したとしても問題とはならない。</u></p> <p>⑥ 「<u>日本卸電力取引所から調達した電気</u>」に区分される電気について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の <u>基礎排出係数</u> を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法²以外の方法で算定すること。</p> <p><u>日本卸電力取引所から調達した電気（前述の1（3）ウ i）④（※）に基づき、連系線を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所を介して電気を取引し、当該契約に基づき特定された売入札側の電源構成等で調達したものとみなして区分する場合を除く。）</u>については、実務上の負担にかんがみ、一定の電源構成を算定することは困難であることを踏まえ、実際の電源構成にかかわらず、「卸電力取引所」として区分した上で、どのような電気が含まれ得るのか（水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれ得ること）を明示する必要がある。</p> <p>(注 1 7) 経済産業省産業技術環境局長ほか「<u>電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について</u>」(平成30年5月28日)参照。</p> <p>⑦ 小売電気事業者が発電・調達した <u>特定の電源種の電力量及び特定の地域の発電所で発電した電力量</u> について、他の小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要家向けの <u>販売電力量に算入</u></p>	<p>ている電気に係る電源構成等の情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>したがって、卸売を受けている電気のうち、上記によって仕分けることができるものについては、<u>電源構成等</u>の開示にあたっては当該仕分けを行うことが必要となる。卸売を受けている電気のうち、上記によっても仕分けることができないものについては、<u>後述の1（3）ウ i）⑥を除き</u>、「その他」に区分したとしても問題とはならない。</p> <p>⑥ <u>日本卸電力取引所から調達した電気</u> について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の <u>実排出係数</u> を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法²以外の方法で算定すること。</p> <p>日本卸電力取引所から調達した電気については、実務上の負担にかんがみ、一定の電源構成を算定することは困難であることを踏まえ、実際の電源構成にかかわらず、「卸電力取引所」として区分した上で、どのような電気が含まれ得るのか（水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれ得ること）を明示する必要がある。</p> <p>(注 1 3) 経済産業省産業技術環境局長ほか「<u>電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について</u>」(平成27年4月1日)参照。</p>

改 定 後	現 行
<p>する、又は <u>電源特定メニュー</u>などで特定の需要家向けに用いることとして しているにもかかわらず、他のメニューを契約している需要家向けの <u>販売 電力量に算入</u> するなど、電力量の「二重計上」を行うこと。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>電源特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際し て当該電源特定メニューの販売電力量を控除しない場合に、当該電源特 定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないこと。</u></p> <p><u>小売電気事業者が需要家に対して電源特定メニューにより電気の販 売を行う場合、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューでの販売 電力量を控除せずに算定した電源構成を開示する場合には、下記よう に、電源特定メニューによる販売電力量を含んだ電源構成割合であるこ とに関する適切な注釈を付す必要がある。このような注釈を付さないこ とは、電源特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の 誤認を招きかねず、問題となる。</u></p> <p><u>例 (水力電源を20%とする電源特定メニューを販売している場合)</u> <u>当社は水力電源を20%とするメニューを一部のお客様に対して販 売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量(○kWh) のうち、このメニューによる販売電力量(○kWh)を含んだ数値です。</u> <u>(○年度(○年4月1日～○年3月31日)の実績値)</u></p> <p>ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>① 電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業 者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の電源の割合の計画を示すこ</p>	<p>⑦ 小売電気事業者が発電・調達した <u>特定の電源種の電力量</u> について、他の 小売電気事業者に転売・譲渡等をしているにもかかわらず、自己の需要 家向けの <u>電源構成に算入</u> する、又は <u>電源別メニュー</u>などで特定の需要 家向けに用いることとしているにもかかわらず、他のメニューを契約し ている需要家向けの <u>電源構成に算入</u> するなど、電力量の「二重計上」を 行うこと。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p>

改定後	現行
<p>となく、過去の <u>電源構成等</u> の実績値のみをもって電源の割合を示すこと。</p> <p>小売電気事業者が供給する電気に係る<u>電源構成等</u>は、時々刻々と変化していくものであること、また、例えば太陽光発電や風力発電など天候により発電量が左右される電源があることから、各供給時点における<u>電源構成等</u>を厳密に把握することは困難であり、また現実的ではない。しかしながら、小売電気事業者等は、需要家に対して実際に供給する電気の特性を説明すべきことから、過去の実績値のみを使用して<u>電源構成等</u>の説明を行うのではなく、将来の計画を示して説明を行うべきである。</p> <p>この際、計画の対象となる<u>電源構成等</u>の算定期間は、電気を供給する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とすることを基本とする。ただし、年度の途中で、<u>電源構成等</u>を小売供給の特性として電気の販売を開始する場合には、当該算定期間は、当該販売を開始した日から当該販売を開始した日が属する年度の末日（3月31日）までとする。</p> <p>② 電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対して、<u>電源構成等</u> の実績値について事後的な説明を行わないこと。</p> <p>(略)</p> <p>iii) F I T電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している<u>電気事業者</u>が、再エネ特措法第28条第1項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、<u>非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要</u></p>	<p>① 電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の電源の割合の計画を示すこととなく、過去の <u>電源構成</u> の実績値のみをもって電源の割合を示すこと。</p> <p>小売電気事業者が供給する電気に係る <u>電源構成</u> は、時々刻々と変化していくものであること、また、例えば太陽光発電や風力発電など天候により発電量が左右される電源があることから、各供給時点における <u>電源構成</u> を厳密に把握することは困難であり、また現実的ではない。しかしながら、小売電気事業者等は、需要家に対して実際に供給する電気の特性を説明すべきことから、過去の実績値のみを使用して <u>電源構成</u> の説明を行うのではなく、将来の計画を示して説明を行うべきである。</p> <p>この際、計画の対象となる <u>電源構成</u> の算定期間は、電気を供給する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とすることを基本とする。ただし、年度の途中で、<u>電源構成</u> を小売供給の特性として電気の販売を開始する場合には、当該算定期間は、当該販売を開始した日から当該販売を開始した日が属する年度の末日（3月31日）までとする。</p> <p>② 電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対して、<u>電源構成</u> の実績値について事後的な説明を行わないこと。</p> <p>(略)</p> <p>iii) F I T電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している<u>小売電気事業者</u>が、再エネ特措法第28条第1項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、</p>

改定後	現行
<p>家に薄く広く帰属することとされている¹⁵。この点を踏まえると、小売電気事業者がFIT電気を販売する際には、<u>当該電気の販売に応じて、その電気に係る調整後二酸化炭素排出量に相当する二酸化炭素削減相当量を基礎づける量の非化石証書を使用（非化石証書を償却（費用化）することをいう。以下同じ。）</u>する場合を除き、<u>当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要がある（施行規則第3条の12第2項）。</u></p> <p><u>小売電気事業者が販売するFIT電気の量に相当する量の非化石証書を当該電気の販売に応じて使用しない場合、二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法による説明といえるためには、需要家にとっての分かりやすさの観点から、（ア）「FIT電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、（イ）当該小売電気事業者の電源構成全体又は電源を特定しないメニューに占める割合を説明すること、及び（ウ）FIT制度の説明をすること（※）、という3要件を満たす必要がある。</u></p> <p>（※） <u>FIT電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われているものであり、費用負担や二酸化炭素排出係数の取扱いが他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なり、火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われるなど、非化石電源としての価値は有さないことに関する適切な注釈を付す必要がある。</u></p> <p><u>ただし、当該小売電気事業者が、販売するFIT電気の量に相当する量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を当該電気の販売に応じて使用する場合においては、再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により実質的に再生可能エネルギーによる電気を供給している旨の注釈を付記することも認められる。</u></p> <p>（略）</p>	<p>費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている¹⁶。この点を踏まえると、小売電気事業者がFIT電気を販売する際には、<u>当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要がある（施行規則第3条の12第2項）。</u></p> <p>二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法による説明といえるためには、需要家にとっての分かりやすさの観点から、（ア）「FIT電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、（イ）当該小売電気事業者の電源構成全体に占める割合を説明すること、及び（ウ）FIT制度の説明をすること（※）、という3要件を満たす必要がある。</p> <p>（※） <u>FIT電気については、賦課金を通じた国民全体の負担により賄われているものであり、費用負担や二酸化炭素排出係数の取扱いが他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なり、火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われることに関する適切な注釈を付す必要がある。</u></p> <p>（略）</p>

改 定 後	現 行
<p>(注19) 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」買取制度小委員会報告書(平成23年2月18日) 17頁及び総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会「非化石価値取引市場について」(2017年12月)参照。</p> <p>iv) <u>非化石証書を使用</u>した場合においてのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p><u>非化石価値取引市場</u>について、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること(前述の序(3)参照)等から、<u>非化石証書を使用</u>したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書を使用</u>したことを理由として「再生可能エネルギー電気を100%発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。</p> <p>ただし、再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書を電気の販売に応じて使用</u>した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書の使用</u>により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することや、<u>非化石証書を電気の販売に応じて使用</u>した小売電気事業者が「<u>非化石証書の使用</u>により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該事業者が<u>同証書の使用により環境価値の訴求が可能となる</u>ことから、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない。</p> <p>v) 「<u>〇〇地域産電力</u>」や「<u>地産地消</u>」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>小売電気事業者が「<u>〇〇地域産電力</u>」又は「<u>地産地消</u>」と訴求して需要</p>	<p>(注15) 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」買取制度小委員会報告書(平成23年2月18日) 17頁参照。</p> <p>iv) <u>非化石証書を購入</u>した場合においてのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p><u>平成29年度開始の非化石価値取引市場</u>について、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること(前述の序(3)参照)等から、<u>非化石証書を購入</u>したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書を購入</u>したことを理由として「再生可能エネルギー電気を100%発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。</p> <p>ただし、再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書を購入</u>した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の<u>非化石証書の購入</u>により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することや、<u>非化石証書を購入</u>した小売電気事業者が「<u>非化石証書の購入</u>により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該事業者が<u>同証書の購入により環境価値の移転を受けている</u>ことから、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない。</p> <p>v) 「<u>地産地消</u>」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>小売電気事業者が「<u>地産地消</u>」と訴求して需要家へ電気を販売する場合</p>

改 定 後	現 行
<p>家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第23号及び第8項並びに第3条の13第2項）、この際に留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p>「<u>地産地消</u>」とは、一般に、発電場所と供給場所との地域的同一性を前提とした概念であることから、これを訴求して需要家へ電気を販売するためには、最低限「主として特定の地域の発電所で発電した電気を、同一地域の需要家へ電気を販売し、消費すること。」という要件を満たす必要がある。また、「<u>地産地消</u>」という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「<u>地産地消</u>」であると訴求することは望ましいものではない。</p> <p>「<u>〇〇地域産電力</u>」とは、「主として特定の地域の発電所で発電した電気」をいい、「<u>地域</u>」の考え方については原則として、上記「<u>地産</u>」と同様である²⁴。</p> <p>一方、「<u>地産地消</u>」の概念については、分散型電源のように基幹系統にほとんど電気を流す必要のない範囲の電源に限定すべきではないか、また、「<u>地産</u>」の概念については、<u>燃料が特定の地域のものである場合に限定すべきではないか</u>、など様々な考え方があるものの、いずれをもって「<u>地産地消</u>」又は「<u>地産</u>」と考えるかは需要家によっても異なり、上記以上の詳細な要件を設定することは困難である。</p> <p>そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、<u>小売電気事業者が、発電所の立地地域を根拠として「〇〇地域産電力」又は「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地地域」（「〇〇地域産電力」と訴求する場合）又は「発電所の立地場所及び電気の供給地域」（「地産地消」と訴求する場合）を説明することが最低限必要となる（施行規則第3条の12第1項第23号）。小売電気事業者等が、「<u>〇〇地域産電力</u>」又は「<u>地産地消</u>」などと需要家に訴求しておきながら、「<u>発電所の立地場所及び電気の供給地域</u>」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。</u></p> <p>なお、小売電気事業者等は、上記に加えて、どのような意味で「<u>〇〇地</u></p>	<p>等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第23号及び第8項並びに第3条の13第2項）、この際に留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p>「<u>地産地消</u>」とは、<u>発電場所と供給場所との地域的同一性を前提とした概念であることから、これを訴求して需要家へ電気を販売するためには、最低限「主として特定の地域の発電所で発電した電気を、同一地域の需要家へ電気を販売し、消費すること。」という要件を満たす必要がある。また、「地産地消」という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」であると訴求することは望ましいものではない。</u></p> <p>一方、「<u>地産地消</u>」の概念については、分散型電源のように基幹系統にほとんど電気を流す必要のない範囲の電源に限定すべきではないか、<u>燃料が特定の地域のものである場合に限定すべきではないか</u>、など様々な考え方があるものの、いずれをもって「<u>地産地消</u>」と考えるかは需要家によっても異なり、上記以上の詳細な要件を設定することは困難である。</p> <p>そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、<u>小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」を説明することが最低限必要となる（施行規則第3条の12第1項第23号）</u>。小売電気事業者等が、「<u>地産地消</u>」などと需要家に訴求しておきながら、「<u>発電所の立地場所及び電気の供給地域</u>」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。</p> <p>なお、小売電気事業者等は、上記に加えて、どのような意味で<u>地産地消</u>であるかについても説明し、契約締結前・締結後書面にも記載することが望ましい。例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「<u>地産</u>」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい（ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる。）。また、「<u>地産</u>」と訴求していても、日本卸電力取引所や常時バックアップなど他者から調達した電</p>

改 定 後	現 行
<p>域産電力」又は「地産地消」であるかについても説明し、契約締結前・締結後書面にも記載することが望ましい。例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい（ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる。）。また、「地産」と訴求していても、日本卸電力取引所や常時バックアップなど他者から調達した電気を用いている場合には、こうした点も説明することが望ましい。</p> <p><u>(注 2 1) ただし、連系線を利用して特定地域に立地する発電所で発電した電気を調達するため日本卸電力取引所を介して取引を行う場合、当該「地域産」であることを表示するための要件については、前述の 1 (3) ウ i) ④ (※) のとおりである。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 本指針の適用</p> <p><u>平成 3 0 年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、1 (3) イ ii) ②及び③、1 (3) イ iii) ④並びに 1 (3) ウ i) ⑨は、平成 3 1 年度以後の開示（平成 3 1 年 3 月 3 1 日以後に終了する年度（1 年に満たない期間を用いて算定する場合、当該期間を含む。以下同じ。）に係る実績値又は平成 3 1 年 4 月 1 日以後に開始する年度に係る計画値に基づく開示をいう。以下同じ。）に適用し、平成 3 0 年度以前の開示（平成 3 1 年度以後の開示に該当しないものをいう。以下同じ。）については、1 (3) イ ii) 中「① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合」とあるのは「【具体例】」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>なお、平成 3 0 年度以前の開示であって、改定後の本指針の適用日以後最初に終了する年度の実績値の確定後、算定に必要な期間に鑑みて合理的期間内に更新を行う予定のないものは、平成 3 1 年 4 月 1 日以後は、平成 3 1 年度以後の開示とみなして適用する。</u></p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p>	<p>気を用いている場合には、こうした点も説明することが望ましい。</p> <p>(新設)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p>

改 定 後	現 行
<p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>(略)</p> <p>・電源構成等を供給する電気の特性とする場合には、その内容及び根拠（第23号） (※) 前述の本編1（3）ウ ii）<u>及びiv）</u>参照</p> <p>(略)</p>	<p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>(略)</p> <p>・電源構成等を供給する電気の特性とする場合には、その内容及び根拠（第23号） (※) 前述の本編1（3）ウ ii）<u>及びiv）</u>参照</p> <p>(略)</p>